

板橋区緑と公園の推進会議設置要綱

(平成25年2月13日区長決定)

一部改正(令和元年5月10日区長決定)

(設置)

第1条 板橋区における緑の基本計画の進捗状況を点検、評価するとともに、計画の推進方策や緑、公園等に関する課題についての提案及び助言を行う協議機関として、緑の基本計画に基づき、緑と公園の推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(用語の定義)

第2条 以下の用語については次のとおりとする。

- (1) 緑 板橋区内の崖線、河川等自然地、樹林地・農地・屋敷林・庭園・生垣等植物が自生又は植栽された空間及び樹木・草花等植物をいう。
- (2) 公園等 板橋区内の区立公園及び都立公園並びに公園に準ずる施設の設置及び管理に関する要綱(平成23年3月31日区長決定)第2条に規定する施設その他これに類する施設をいう。
- (3) 緑の基本計画 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条の規定により策定された、板橋区の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画をいう。
- (4) 緑のサポーター会議 緑の基本計画に規定された、区と区民協働による緑のまちづくりの推進・交流・活動を目的として、公募区民により構成される組織をいう。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項について点検、検討、協議、評価及び調査研究を行い、その結果を区長に報告・助言・提案するものとする。

- (1) 緑の基本計画の進捗及び推進方法に関すること。
- (2) 緑のサポーター会議の活動に関すること。
- (3) 板橋区の緑、公園等の計画・設置・利用・保全・維持管理に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、区長が委嘱する15人以内の構成員をもって組織する。

2 推進会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内の緑や公園等に関する各種ボランティア活動を行う団体関係者
- (3) 緑のサポーター会議に所属する区民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

3 構成員数の3分の1以上は、女性とするよう努めるものとする。

4 推進会議には座長を置き、原則として大学教授の地位にある学識経験者をもってこれに充てるものとする。

- 5 座長は、推進会議を代表し、会務を統括する。
- 6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する構成員がその職務を代表するものとする。

(委員の任期)

第5条 構成員の任期は2年とする。ただし欠員により補充となった構成員の任期は、前任者の在任期間とする。

- 2 構成員の再任は、妨げないものとする。

(会議)

第6条 推進会議は、座長が構成員を招集して開催する。

- 2 座長は、第4条第2項第2号及び第3号に係る構成員が欠席する場合、当該各号に係る別の者を代理として、推進会議に出席させることができる。

(運営)

第7条 座長は第3条各号の所掌事項に関し必要があると認めるときは、当該所掌事項について、識見を有する者を推進会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(報償)

第8条 推進会議の構成員（第6条第2項の規定による代理の者を含む。）及び前条に規定する者への報償費は、予算の範囲内で支払うものとし、額及び支払方法は別途定める。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、土木部みどりと公園課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は土木部長が定める。

附 則

この要綱は平成25年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年5月10日から施行する。